

一九九二年(ワ)第二〇七五号、一九九三年(ワ)第二二二五号 公式陳謝等請求事件

文書提出命令申立書

原告

外

被告 国

右当事者間の御庁頭書事件について、左記のとおり文書提出命令の申立をする。

一九九七年五月八日

右原告ら訴訟代理人
弁護士 小野誠之

同 堀和幸

同 同 同 同 同 同 同
新 中 金 武 池 松 松 山 本
谷 田 京 田 信 上 本 康 晴 太
正 政 義 富 裕 朗 之 太

一 文書の表示

被告が一九九七年（平成九年）二月一三日付答弁書兼第一準備書面において引用する以下の文書

- 1 四頁八行目「記録」
- 2 五頁一行目「浮島丸遭難者遺骨移送について」
- 3 六頁一行目「名簿」
- 4 六頁二行目「合意」内容を記録した文書

二 文書の趣旨

1 「一_1」には、「遺骨を収納した箱が「五二四箱」であること」「本遺骨は何れも氏名不明（一部姓のみ判明）で同船沈没の際沈没した朝鮮出身者五二四名に分骨夫々紙袋に入れ正規の遺骨箱に収納したもの」であって、「氏名不詳のため無名木箱入であるが各遺骨には五二四名それぞれの氏名を記入し各個包装を要することとなる。」等と記載されている。

2 「一_2」には、「遺骨安置については、死没者数に分骨する等の処置を講じておくよう留意ありたい」等と記載されている。

3 「一_3」には、死没者の氏名等が記載されており、一九五六年（昭和三一年）に被告外務省を通じ韓国代表部に手交されたものである。

4 「一_4」には、一九六九年（昭和四四年）八月の第三回日韓定期会議における遺骨返還についての合意内容が記載されている。

三 文書の所持者

被告

四 証すべき事実

原告全承烈らの遺骨返還請求に対し、被告は、一九九六年（平成八年）六月二八日付第一〇準備書面や一九九七年（平成九年）二月一三日付答弁書兼第一準備書面において、遺骨返還義務の有無については認否を留保したままで、遺骨の特定が困難であるため、遺骨返還義務は履行不能であるかのような主張をしている。

そこで、被告の右主張の真偽を明らかにし、被告の遺骨返還義務の履行の可否を証する。

五 文書提出の義務の原因

民事訴訟法三一二条一号

六 文書提出を求める理由及び必要性

1 本件は、被告日本国のかつての植民地住民である韓国人・朝鮮人に対する戦争責任を問うものである。

従つて、被告日本国は、浮島丸沈没の原因、韓国人・朝鮮人犠牲者の特定経緯、遺体引き上げ・埋葬・納骨過程について事実経過を具体的に明らかにすべき国際的・歴史的義務がある。

2 また、本件遺骨返還請求は、犠牲者の遺族にとって個人の尊厳にかかるる優れて人道的な求めである。

従つて、人道的見地からも、被告日本国は、右事実を明らかにすべき責務を負う。

3 しかも、本件申立にかかる國の保管資料以外に証拠となるべき資料はなく、代わりの立証方法は極めて困難なのが実情である。

4 さらに、被告国が本件申立にかかる文書を提出することは、本件の争点を整理し、訴訟の進行を円滑にするためにも必要不可欠である。

以上